

# 2019 年度安全規約

2019 年度 安全係 萩生田汐音

- ・ はじめに

以下は定められた海上活動原則をもとに、2019 年度ヨット部の運営、技量などの状況を考慮して、具体的な練習基準を定めたものである。

- ・ 制定メンバー

2019 年度主将	鈴木拓己
2019 年度副将	井戸達彦、横山友基
2019 年度スナイプ級バイス	北島龍一
2019 年度 470 級バイス	山本成
2019 年度安全係	萩生田汐音

- ・ レスキューでのコミュニケーションの取り方

レスキュー上では会話での意思疎通が困難となる状況が起こりうるので、乗員は発声とともに以下のジェスチャーによってドライバーに意思伝達を図るものとする。

- 変針 …… 変針して欲しい側に手のひらを向けてあおぐ
- 停止 …… ドライバーの方を向いて手のひらをドライバー側に向ける
- 障害物 …… 障害物の方向を指差す

- ・ 強風の定義

以下に示す状況を強風と定義する。

- 平均風速 9m/s 以上
- 最大風速 12m/s 以上
- 西風平均風速 8m/s 以上が吹いているとき

#### ・船長の定義

船舶免許発行後1年を経過し、かつ有効である、かつ年2回行われるレスキュー訓練を受けている者のみとする。レスキュー訓練に合格していない者は、練習制限が設けられる場合は船長をしてはならない。

船長は、練習海面の状態を把握しヨットが安全に航行できるように努め、沈艇や事故発生時に人命を優先したレスキュー活動に従事できなければならない。

(詳細は、「海上活動原則」第3章 1節、3節 参照)

→船長について海上活動原則にしか書かれていなかったものを安全規約にも記載。今までレスキュー訓練は船長として最低限できなくてはならないものであり、レスキューが実際に求められる可能性の高い練習制限が設けられる場合にはレスキュー訓練に合格していない者は船長としてはふさわしくないと考えたため。

#### ・練習制限

強風時、また大雨、霧、雪による視界不良のとき(葉山新港と要相談)は練習制限を設ける。

具体的な練習制限としては、レスキュー艇1杯につき練習艇は3杯を限度とし、レスキューの人員として3人以上(船長以外に上級生1人以上)、ヨットの人員は上級生1人以上が乗っていないなければならないものとする。ただし上級生はヨット部所属から1年以上経過したものを指す。

また、以下の状況のときは出艇禁止とする。

- 葉山港が赤旗を掲揚しているとき
  - 降雷時
  - 最高気温0℃以下の時
  - その他気象庁より警報が発せられているとき(大雨、洪水警報は除く)
- これらの気象条件に関する規定は出艇1時間前の予報、警報によるものとする。

#### ※追記

- 葉山港が赤旗を掲揚していても、葉山新港に外部コーチによる誓約書の提出があれば出艇してもよいものとする。

→コーチングの際には赤旗でも出艇することがあるため。

- 雷注意報が発令されているときは、予報や葉山新港との相談を踏まえた上で出艇してもよいが降雷予報時間には着艇していなければならない。ただし、予報時間にかかわらず常に空や雲の状態に気をつけ、各バイスの判断により部員の身の安全を守ることを第一に考え練習を行うものとする。

→雷注意報は発令されているが、降雷はまだ認められてない場合について追記。一切の練習を禁止することはしないが、常に安全に気をつけて練習を行う。

#### ・平常時の練習におけるレスキュー人員

レスキューには船長+1名以上を置くものとする。レスキューの人員配置及びレスキュー1艇あたりの練習艇の数については、各バイスの判断によるものとする。

また、レース・レスキュー故障など平常時と異なる場合においては、練習制限は自己判断のもとに設定・解除するものとする。

#### ・ レスキュー訓練の内容

##### ○第1回レスキュー訓練

- マークに横付け

停止練習

- 全速力を出した後、緊急回避

船の特性の理解

- 後進

後進での舵の利き方の確認

- 蛇行、安全確認

視界確保の練習

##### ○第2回レスキュー訓練

- マークに横付け

停止練習

- 上マークを打つ

マークを正確に打つ練習

● レスキューに横付け

エンジンの止まったレスキューに横付けする練習

※レスキュー訓練に不合格だった者、また受けていない者は、練習の空き時間に再試、追試の時間を設け、全部員が合格するまで行う。

→今まで不合格者、未受験者についてのフォローがおざなりになっていたため、そのような現状を改善し、練習効率向上やレスキュー能力向上のためには全員合格が必要であると考えたため。

・ 安全座学会の内容

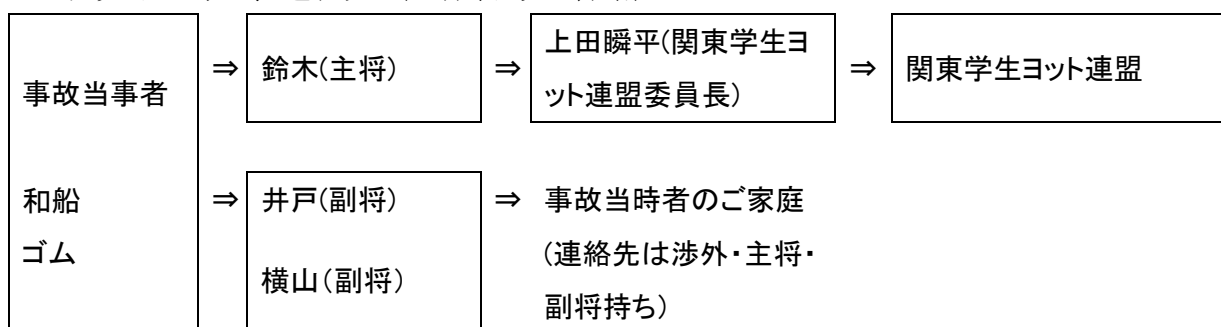
○第1回安全座学会

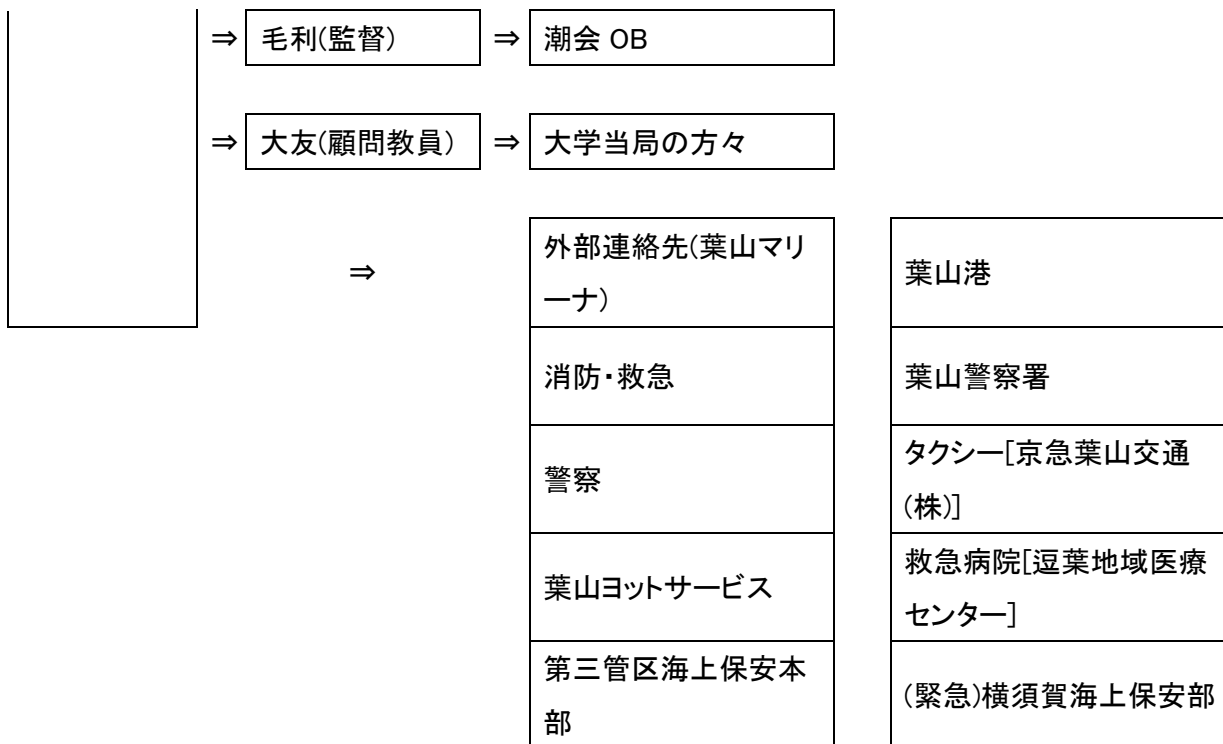
海上活動原則、安全規約の読み合わせ、曳航の方法の説明、レスキューマニュアルの読み合わせを行う。

○第2回安全座学会

注意すべき海域の共有、海上でヨットのトラブルがあった場合のレスキューの対処法の説明、新港からのレスキューボートの要請方法の説明を行う。

・ 事故時の対応、連絡先（電話番号は省略）





外部連絡の際の  
注意事項

①	所属	東京工業大学ヨット部の〇〇と申します		
②	要件	本日〇〇について連絡差し上げました		
③	事故の内容につ いて	1	発生時刻	
		2	発生場所	
		3	被害(何人、怪我の程 度)	
		4	取り急ぎ連絡のみ差し 上げました	
④	結びのパターン	A	再度、監督(主将)の〇〇より連絡差し上げます	
		B	至急電話番号〇〇までお願いいたします	